

令和5年度
国営施設応急対策事業盛岡南部地区

水管理施設建屋補修設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営施設応急対策事業盛岡南部地区水管理施設建屋補修設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、「建築基準法」、「建築土法」によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営施設応急対策事業盛岡南部地区で整備する水管理施設建屋の補修設計及び耐震性能照査を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、岩手県盛岡市飯岡新田地内であり、別添 位置図のとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和5・6年度一般競争参加資格（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち建設コンサルタントの参加資格の確認を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 設計共通仕様書第1-30条「守秘義務」を遵守できるものであること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- ア. 親会社と子会社の関係にある
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-7条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

- (1) 管理技術者は、一級建築士の資格を有するもの、または、共通仕様書 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-鋼構造及びコンクリート
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

(照査技術者)

第 1－9 条

- (1) 照査技術者は、一級建築士の資格を有するもの、または、共通仕様書 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-鋼構造及びコンクリート
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

- (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画書の作成時
- 2) 建屋補修設計時
- 3) 耐震性能照査時
- 4) 施工計画時
- 5) 報告書原稿の作成時

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－10 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

なお、本仕様書第 1－8 条で定める管理技術者に一級建築士の資格を有する

ものを配置しない場合には、1名以上一級建築士の資格を有するものを担当技術者に配置するものとする。

（配置技術者の確認）

第1－11条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第1－12条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2－1条 設計の基本的事項に関しては、次表に示す図書を優先して適用する。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制 定（改訂）年月
1	建築設備計画基準	国土交通省大臣官房 官庁営繕部	令和3年3月
2	既存鉄筋コンクリート造建築物の 耐震診断基準・同解説	（一社）日本建築防 災協会	平成29年改訂版
3	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房 官庁営繕部	令和4年3月
4	官庁施設の総合耐震・対津波計画基 準及び同解説	（一社）公共建築協 会	令和3年度版

（設計条件）

第2－2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

（1）対象施設

用水管理センター

構 造：鉄筋コンクリート2階建

延床面積：430.36㎡

築造年：平成10年10月

（2）耐震性能照査基本条件

建屋の耐震診断は、建築物における構造体の評価のみとする。

また、耐震クラスⅡ類により、耐震診断を行う。

（参考図書）

第2－3条 設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか、次表によ

るものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改定） 年月日
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和5年4月
2	建築設備耐震設計・施工指針	（一社）日本建築センター	平成26年9月

（貸与資料）

第2－4条 貸与資料は次のとおりである。

区 分	貸 与 資 料	数量
計画関係資料	国営盛岡南部土地改良事業計画書	1 式
〃	国営盛岡南部農業水利事業誌	1 式
報告書	平成7年度 盛岡南部農業水利事業 水管理施設中央管理事務所実施設計業務報告書	1 式
〃	平成24年度 国営施設機能保全事業盛岡南部地区 施設長寿命化計画検討他業務報告書	1 式
〃	平成27年度 国営施設機能保全事業盛岡南部地区 整備構想補足その他業務報告書	1 式
出来形図面	国営盛岡南部農業水利事業 水管理施設 施設・用地管理図	1 式
〃	平成8年度 盛岡南部農業水利事業 用水管理所建築工事 完成図 （図面綴（配筋図含む））	1 式
参考資料	用水管理センター 他目的使用・改築追加工事関係 綴 （渡り廊下関係資料）	1 式

また、上記以外に必要な書類がある場合は監督職員と協議するものとする。

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－5条 第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

（設計作業項目及び数量）

第3－1条 本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目のとおりである。
なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

設計作業項目

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 水管理施設建屋補修設計		
(1) 現地調査	1 式	
(2) 資料の検討	1 式	
(3) 建屋屋上補修設計	1 式	
(4) 施工計画	1 式	
(5) 特別仕様書（案）作成	1 式	
(6) 概算工事費積算	1 式	
(7) 点検取りまとめ	1 式	
2. 水管理施設建屋耐震性能照査		
(1) 現地調査	1 式	
(2) 設計資料の整理	1 式	
(3) 耐震性能照査	1 式	
(4) 照査	1 式	
(5) 点検取りまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第3－2条 作業の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- (2) 設計作業にあたっては、施設管理者の意見・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 設計にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (6) 施工上、特に留意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (7) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に対し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>を参照。
- (8) 設計にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。
 - (9) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容

イ 会議の開催については監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（2）照査の確実な実施

業務の最終打合せにおいて、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（3）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（4）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務であり、次により実施する。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省WEBサイト参照)によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについて、主として次の段階で行うものとする。初回及び最終回打合せには管理技術者が出席するものとする。

また、打合せ場所は北上土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

- | | |
|-----|-----------------|
| 初 回 | 作業着手の段階 |
| 第2回 | 中間打合せ(屋上補修設計段階) |

第3回 中間打合せ（耐震診断段階）

第4回 中間打合せ（施工計画段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せ回数を含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1～11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

（成果物）

第6－1条 成果物を共通仕様書第1～17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

（1）成果物の電子媒体（CD-R等）正副各1部

（成果物の提出先）

第6－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7－25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

（契約変更）

第7－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- （2）第3－1条に示す「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （3）第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4）第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）関係機関等対外的協議等により設計計画等に追加が生じた場合
- （7）耐震性能照査の結果、耐震対策が必要となった場合
- （8）当該年度工事において別途、関係機関との協議資料作成が必要となった場合
- （9）その他

第8章 定めなき事項

（定めなき事項）

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

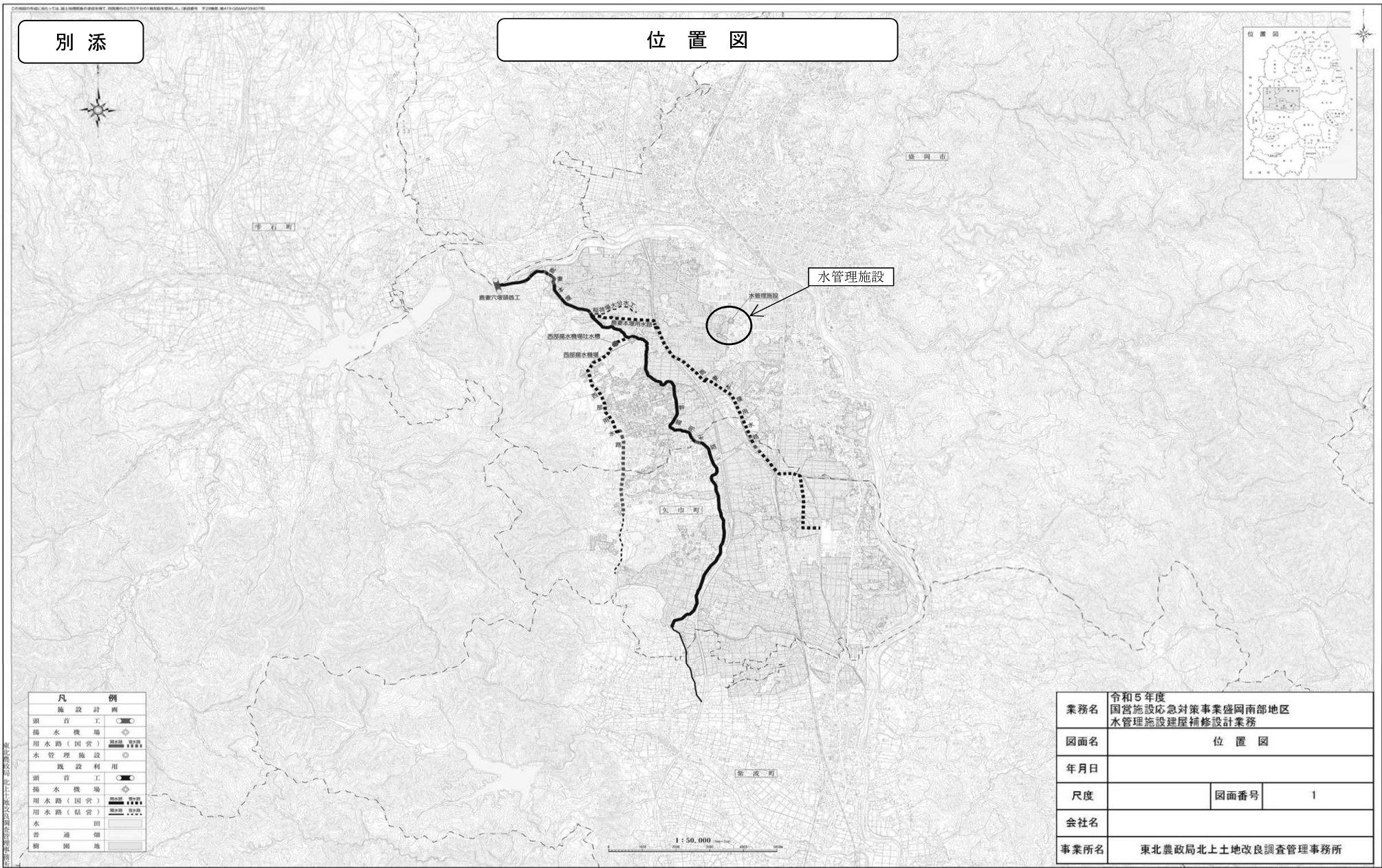
別紙【作業項目内訳表】

I. 実施設計：水管理施設建屋補修設計

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な現地調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 建屋屋上補修設計	貸与資料をもとに屋上の補修に係る対策工法を検討のうえ、設計図作成及び数量計算を行う。	○
4. 施工計画	工程計画、施工順序、方法や施工計画等の詳細計画図を作成する。	○
5. 特別仕様書（案）作成	工事実施に必要な特別仕様書（案）を作成する。	○
6. 概算工事費積算	メーカー見積、公表単価等により施工単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
7. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

II. 耐震性能照査：水管理施設建屋耐震性能照査

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	本業務に必要な現地調査を行う。	○
2. 設計資料の整理	既存資料及び構造物の状況（周辺状況・補修履歴等）を踏まえ、耐震性能照査に向けた資料の整理を行う。	○
3. 耐震性能照査	2. 設計資料の整理を踏まえ、建屋は耐震クラスⅡ類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）により耐震性能照査を行う。 （構造体のみ診断）	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○



別添

位置図



凡 例	
施設計画	
掘削工事	○
揚水機場	⊕
用水路（国営）	——
水管理施設	●
既設利用	
掘削工事	○
揚水機場	⊕
用水路（国営）	——
用水路（私営）	——
水	■
普通畑	■
樹園地	■

業務名	令和5年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 水管理施設建屋補修設計業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度		図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		